

務 6 運送の順序。

国鉄における連絡船事業は、日本国有鉄道法第3条の規定により、鉄道事業に関連するものに限られており、現在青森・函館間、宇野・高松間、仁方・堀江間、下関・門司港間、宮島口・宮島間および大島・小松港間の6航路において行われている。これらの航路では旅客輸送はもちろん、青函および宇高の2航路では貨車航送および客車・荷物車・郵便車等の航送を行い、このほかに関門航路をのぞいた各航路では手荷物・小荷物・新聞雑誌・郵便物等を取り扱い、仁堀、宮島の両航路では小口扱貨物を、関門、宮島、大島の3航路では自転車、リヤカーを、また関門航路では小型自動車の輸送を行っている。

国鉄では連絡船を旅客・荷物および貨物の輸送ならびに連絡船の保守を行う、鉄道管理局および船舶管理部の現業機関としている。

使用船舶は青函船舶鉄道管理局に14隻(約50,880t)、広島鉄道管理局に7隻(約5,525t)、宇高船舶管理部に6隻(約6,420t)配船されているが、広島局の宗谷丸(3,656t)はもっぱら国鉄の事業用炭の輸送にあたっている。船の種類は車載客船、客車渡船、車渡船、旅客船および貨物船の5種である。

連絡船には船長が置かれ、鉄道管理局長または船舶管理部長の指揮を受けて1・2・3等航海士、甲板長、船匠、甲庫掛、操だ掛、甲板掛、機関長、1・2・3等機関士、操機長、機庫掛、操機掛、操かん掛、機関掛、事務長、事務掛、船客長、船客管理掛、調理長、調理掛、船客掛、船舶給仕、船舶通信長および2,3等船舶通信士を指揮監督し、船舶に属する一切の業務を処理している。これらの船員を連絡船員といい、また船舶従事員とも呼び、予備船員を含めて約3,600人いる。(今留光国・宮坂正直)

**れんらくせんいんしょくめい 連絡船員職名** 国鉄の連絡船(青函、宇高、関門等)に乗組んでいる職員の名をのべると、船長の下に船の職務は甲板部、機関部、事務部、通信部と大別され、甲板部は1・2・3等航海士、甲板長、甲庫掛、操舵(た)掛、船匠、甲板掛の各職により、機関部は機関長、1・2・3等機関士、操機長、機関掛、操かん掛、操機掛、機庫掛により、事務部は事務長、首席事務掛、事務掛、調理長、調理掛、船客長、船客管理掛、船舶給仕、船客掛により、通信部は船舶通信長、2・3等船舶通信士によってそれぞれ構成されて連絡船の業務を遂行している。船舶乗務員の職務内容は、鉄道連絡船であっても一般船舶の場合と大同小異であるが、ただ鉄道連絡船の特異性として、航送貨物の受渡しを記載する事務掛の職がある。

船長は乗組員を指揮監督して、連絡船に属するいっさいの船務を行う。航海士は航海中は航海当直につき航海の責任を負い、航送貨物・車両の受渡保管の責に当る。機関長、機関士は船舶の機関の運転・保守の責任者である。船舶通信長、船舶通信士は船舶の無線通信の操作を行う。船長、機関長、機関士、航海士、船舶通信士の各職は、船舶職員法による海技従事者の免許を取らなければならない。事務長以下の事務部の各職は、一般的な事務のほかに旅客の取扱関係業務を行う。(加藤誠次郎)

**れんらくせんしてい 連絡船指定** 航路区間または航路区間経路となる車扱貨物に対し、荷送人が連絡船便を指定することをいう。この取扱は臨時の約束として行われる。(重森直樹)

**れんらくせんのしゃりょうせきさいせつび 連絡船の車両積載設備** 国鉄では鉄道路線の一環として、鉄道と鉄道、鉄道と自動車の間に介在する海上路線、すなわち航路に連絡船を配し、旅客および貨物の陸海一貫輸送を行っているが、そのうち本州と北海道を結ぶ青森・函館間の青函航路、本州と四国を結

ぶ宇野・高松間の宇高航路には、一般船舶と異なった特殊の車両積載設備を有する連絡船、正確にいえば旅客と同時に車両をとう載する車載客船、客車渡船、客車渡船、車両のみを積載航送する車渡船を運航しているが、これら連絡船の車両積載設備にはつぎのようなものがある。

1 車両甲板

車両を積載する甲板で、この甲板には2~4線の軌道が敷設されていて、車両は陸上水際に施設される可動橋を経て船尾(車渡船の構造によっては船首)から車両甲板上に積載され、また陸上軌道に転送される。車両甲板上の線路は左舷(げん)側を船1番線とし順次船2番線、船3番線と呼称する。

2 連絡船の線路有効長およびとう載車両数

線路別 船型別	1 番 線		2 番 線		3 番 線		4 番 線		積載車 数計 (ワム 換算)
	有効 長	車数	有効 長	車数	有効 長	車数	有効 長	車数	
S 型 船	m 90	11	m 63	8	—	—	—	—	両 19
W 型 船	96	12	103	13	67	8	96	12	45
H 型 船	92	11	103	13	67	8	92	11	43
瀬戸丸型	61.5	7	—	—	61.5	7	—	—	14
第1・2宇高	43.3	5	43.3	5	—	—	—	—	10
第3宇高	64.2	8	49.0	6	64.1	8	—	—	22

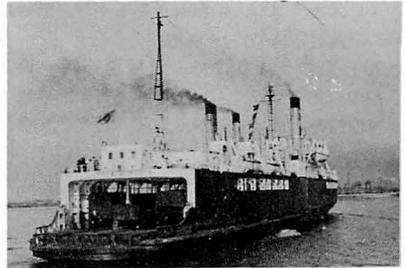
S型は羊蹄丸型の客車渡船  
W型は青函丸型および日高丸  
H型は石狩・十勝・渡島丸  
瀬戸丸型、第1・2・3宇高丸 青函航路  
宇高航路

3 車両緊締具 船の動揺による脱線、転覆を防ぐため船と車両とを緊締する設備で、甲種緊締具と乙種緊締具とに区分する。

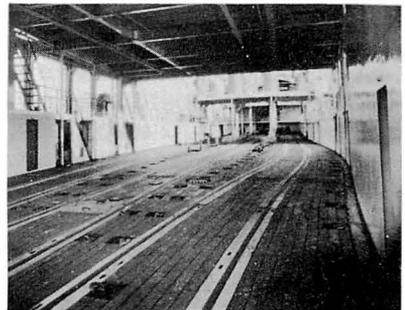
- (1) 甲種緊締具 両端にかぎのある鎖で、中央部に締付ねじのあるもの。甲板上に取付けてある鉄環と車両の台枠(だいわく)とを締付ねじで十分に緊張する。
- (2) 乙種緊締具 かぎおよび締付ねじのある3又鉄鎖。船内各線後端の車両はこの緊締具を用い、その鉄鎖の1端を連結器に巻き、他の2端を甲板上に取付けてある鉄環にかけ、締付ねじで十分に緊張する。

4 付属設備 (1) 船首部車止装置 機関車用坐付自動連結器が設備されている (2) 船尾部車止装置 同上 (3) 緊締具用レール 緊締具のすべり止め。

5 その他 設備というよりも用具に属すべきもので、車輪



1. 車両渡船 青函航路連絡船第8青函丸



2. 車両渡船 宇高航路連絡船第3宇高丸の車両甲板